

# 不動産賃貸業の事業主の方（貸しアパートや貸し駐車場を 所有される方）は償却資産（固定資産税）の申告が必要です



申告は毎年、1月4日から1月31日まで



市税につきましては、日ごろよりご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

固定資産税は「土地」や「家屋」だけでなく、事業用の「償却資産」も課税の対象となります。アパートやマンション、駐車場を貸し付けていることも事業にあたりますので、事業主の方は、所有する事業用の「償却資産」を、市に申告しなければなりません。（地方税法第383条）

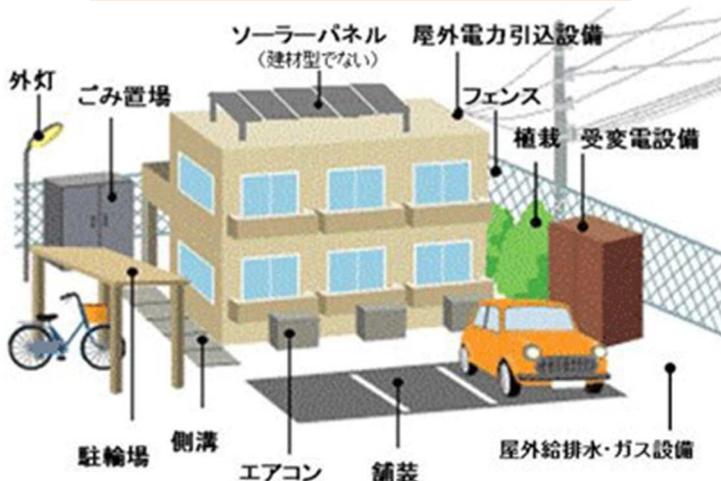
申告された資産を評価した結果、評価の合計額が150万円以上になる場合、固定資産税として課税されます。

償却資産の申告は、毎年1月1日現在に所有する償却資産について、1月31日までに申告していただくことになっております。

## ◎ 申告対象となる償却資産の一例（不動産賃貸業）

資産の種類		主な償却資産の例
構 築 物	構築物	路面舗装（駐車場舗装）、門、塀、フェンス、擁壁（土留め）、車止め、砂利敷き、屋外排水溝、緑化施設（植栽・植え込み）、物置、ごみ置場、自転車置場、有料駐車場の管理システムなど
	建物付属設備	電気設備・・・受変電設備（キュービクル）、外灯など
機械及び装置		太陽光発電設備（ソーラーパネル）など
工具・器具及び備品		ルームエアコン、湯沸器、冷蔵庫、コピー機、パソコン、看板など

### 主な申告対象（イメージ）



貸しアパートを所有されている場合、家屋以外の部分（主に外構部分）が、申告の対象となります。

また、「不動産賃貸業を行っているが、償却資産は所有していない」場合も、資産がない旨の申告をお願いしています。ご協力をお願いいたします

問い合わせ先 285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市役所 財政部 資産税課 償却資産担当 電話：043-484-6252